

2008年（平成20年）6月6日

建設業者の皆様へ

福 山 市

建設業退職金共済制度への加入及び
共済手帳への確実な証紙の貼付について（お願い）

建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、建設業の振興と発展に寄与することを目的に創設されたものであります。

したがって、次の事項に留意し、共済証紙の購入及び確実な貼付を行ってください。

- 1 元請負人は、自社の職員のための退職金共済制度を設けているかどうかにかかわらず、建退共に加入してください。
- 2 自社で退職金共済制度を設けておらず、また中小企業退職金共済制度等にも加入していない場合は、自社の労働者を被共済者として建退共に加入してください。
- 3 本市から請負金額300万円以上の建設工事を受注した場合は、共済証紙の購入状況を報告してください。
- 4 下請負人で建退共に加入していない者があるときは、加入促進を行ってください。
- 5 元請負人は、下請負人に対し、対象者分の共済証紙を確実に配布してください。または対象者分の証紙代金を下請契約金額に計上してください。

■制度の詳細は「建退共事業本部」のホームページでご覧になれます。

<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>